

就学援助費(入学準備金)の入学前支給のお知らせ

『就学援助制度』とは、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費などの援助を行うものです。そのうち新入学児童生徒の保護者に対して支給されるものが、入学準備金（新入学児童生徒学用品費）です。通常は入学後の7月に給食費等と併せて支給しておりますが、下記の期間中に、入学前に支給を受けるための申請受付を行います。

入学前の支給を希望される方は、下記の事項をご確認の上、申請期間内に申請の手続きをお願いします。

なお、現在、就学援助を受給されている世帯についても、新たに申請を行う必要があります。

記

1 受給対象者

次の（1）～（3）全てに該当する方

- (1) 申請する日に篠栗町に住民登録がある方
- (2) お子様が令和8年4月に篠栗町立小・中学校に入学される予定の方
- (3) 裏面の就学援助の申請理由のいずれかに該当する世帯の方（教育扶助を受けている生活保護世帯は除く）

※入学前に他市町村に転出する場合や篠栗町立学校以外（私立学校等）に就学する場合は、支給対象外です。

支給を受けた場合は返還していただくことになります。

2 申請・支給時期

申請期間	支給日（予定）
令和8年1月8日（木）～1月31日（土）	令和8年3月5日（木）
令和8年2月1日（日）～2月28日（土）	令和8年3月26日（木）

※期間内に入学前支給を申請されない場合でも、令和8年6月に令和8年度就学援助費受給の申請及び認定を受けることにより、入学後に受給することができます。

3 支給額

入学予定者1人につき

<小学校>・・・57,060円

<中学校>・・・63,000円

4 申請方法について

オンライン申請の場合	窓口申請の場合
二次元コードより申請 	次の①,②を準備のうえ申請期間にご来庁ください。 ①保護者（申請者）名義の預金通帳 ②該当理由の証明に必要な書類（裏面参照）
オンラインを利用する申請理由（裏面参照） <input type="radio"/> 所得要件での申請（どなたでも申請可） •申請理由2または8 <input type="radio"/> 児童扶養手当該当（ひとり親の方） •申請理由5	※役場開庁日 平日9:00～17:00 ※令和7年1月1日時点で篠栗に住民票があり、 教育委員会の所得調査に同意いただける方は 預金通帳のみで申請できます。

裏面に続く

・就学援助の対象となる世帯（※教育扶助を受けている生活保護受給世帯は除く）

申請理由	必要書類
1 生活保護の停止又は廃止を受けたが、なお経済的に困窮している	保護停止決定通知書又は保護廃止決定通知書
2 市町村民税が非課税又は減免を受けている	非課税…同一世帯生計下にある18歳以上の世帯員分の令和7年度非課税証明書 ※20歳未満で収入がない世帯員は不要 <u>※注）参照</u> 減免…市町村民税の減免決定通知書
3 個人事業税又は固定資産税の減免を受けている	個人事業税…県税事務所発行の減免証明書 固定資産税…固定資産税減免通知書
4 国民年金の掛金の免除又は国民健康保険の保険料の全額減免を受けている	国民年金保険料免除申請承認通知書又は国民健康保険料減免承認決定通知書（夫婦の場合は、両名分）
5 児童扶養手当を受給している	児童扶養手当証書（申請時点で有効期限内の証書であること）
6 生活福祉資金による貸付を受けている	生活福祉資金貸付決定通知書
7 職業安定所登録日雇労働者である	日雇労働被保険者手帳
8 前々年中の平均月収入が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯である ＜認定基準一例＞ 父40歳、母35歳、子14歳、子9歳の4人世帯の基準額 =合計所得約300万円以下 ※上記の家族構成での基準額です。各世帯のご家族の人数や年齢などにより異なります	①同一世帯生計下にある18歳以上の世帯員分の令和7年度所得課税証明書 ※20歳未満で収入がない世帯員は不要 <u>※注）参照</u> ②賃貸契約書の写し（借家の方のみ）

※ 証明書類は、保護者である父母2名分が必要です（申請理由2・8又はひとり親家庭等の場合を除く。）。

※注）申請理由2（非課税世帯の方のみ）又は8の世帯の場合、令和7年1月1日時点での篠栗町に住民登録があり、教育委員会で所得調査をすることを承諾される方については、所得（非）課税証明書の提出の必要はありません。

ただし、令和7年1月2日以降に篠栗町に転入した方は、前住所地から取り寄せてください。

1月または2月の申請で認定され、入学前支給を受けた世帯については、6月開始の令和8年度の就学援助支給の申請手続きの必要はありません。（同世帯の篠栗町立学校に就学する児童生徒を含む。）

新入学児童生徒学用品費以外（給食費・学用品費など）については、7月以降に支給します。

ただし、4月以降に令和7年中の所得状況等にて再審査を行いますので、認定結果が変更になる場合があります。予めご了承ください。その際、支給済みの入学準備金については、返還の必要はありません。

また、令和9年度（2年生時）以降も就学援助の受給を希望される場合には、毎年申請を行っていただく必要があります。

（問い合わせ先）

篠栗町役場1階11番窓口 学校教育課

TEL：092-947-1360